

2024年5月10日

各位

会 社 名 尾家産業株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 尾家 健太郎

(コード番号:7481 東証スタンダード市場)

問合せ先 執行役員管理本部副本部長 畑中 則行

(TEL 06-6375-0151)

退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度の廃止 及び譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を 2024年6月26日開催予定の第64期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することと いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

I. 退職慰労金制度の廃止

当社は、これまで取締役及び監査役に対して退職慰労金を支給してきましたが、本株主総会以降も在任 する取締役及び監査役の本株主総会の前の在任期間に応じた退職慰労金を除き、退職慰労金制度を廃止 することにいたしました。

なお、本株主総会以降も在任する取締役及び監査役の本株主総会の前の在任期間に応じた退職慰労金の 支給については、各取締役及び監査役が退任する際に株主総会において株主の皆様のご承認をお願いする 予定です。

Ⅱ. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役(非常勤社外取締役を除きます。)及び監査役(非常勤社外監査役を 除きます。以下、取締役と併せて「対象役員」といいます。)に、当社の企業価値の持続的な向上を 図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、 また、監査役については、上記の目的に加えて、当社の企業価値の毀損の防止及び信用維持への インセンティブを付与することも目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するもの であるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様の ご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、1991年7月26日開催の第31期定時株主総会において、年額500百万円 以内(使用人兼務取締役に対する使用人部分は含まない。)、監査役の報酬等の額は、2023年6月27日 開催の第63期定時株主総会において、年額30百万円以内とご承認いただいておりますが、本株主総会 では、当該報酬枠とは別枠にて、対象役員に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の 皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、当社から対象役員に金銭報酬債権を支給し、対象役員に当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社普通株式を発行又は処分する方法により行うものといたします。その際の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利とならない範囲において取締役会において決定します。また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、取締役につき年間50,000株以内、監査役につき年間3,000株以内とし(ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含みます。)によって増減した場合には、それぞれの上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。)とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で、取締役につき年額100百万円以内、監査役につき年額6百万円以内といたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象役員が当社の取締役又は監査役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役については独立社外取締役からの意見も踏まえ取締役会において決定し、監査役については監査役の協議によって決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式 割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として、次の事項が 含まれることとします。

- ① 対象役員は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象役員が当社の取締役又は監査役その他当社 取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をして はならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として 当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上